

令和9年度採用（令和8年度秋期採用を含む）・令和8年度補充採用  
グローバル社会を牽引する総合知と実践知を備えた博士イノベーター育成プロジェクト  
（次世代プロジェクト）支援対象者募集要項

新潟大学は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が公募した「令和9年度次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)～博士後期課程学生の挑戦を支援する～」に採択され、本プロジェクト「グローバル社会を牽引する総合知と実践知を備えた博士イノベーター育成プロジェクト」を実施しています。

【趣旨】

新潟大学では、既存の枠組みにとらわれない挑戦的・融合的な研究に取り組むことができ、また多様な分野でイノベーションを創出できる次世代の博士人材を育成するべく、グローバル社会を牽引する総合知と実践知を備えた博士イノベーター（※1）育成プロジェクト（以下、次世代プロジェクト）を設け、優秀な博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの支援に取り組めます。次世代プロジェクトに採用された学生には研究費及び研究奨励費として生活費相当額（※2）が支給されるだけでなく、学内のキャリアパス支援プログラムに参加すること、学内短期留学制度による挑戦的・融合的な研究に取り組むこと等が求められ（※3）、学位取得後には期間中に培った能力を生かして産業界を中心とする社会の様々な場で活躍することが期待されます。本学の次世代プロジェクト制度の趣旨をよく理解し、将来の我が国の科学技術・イノベーションを担う意欲に溢れる博士課程学生が数多く申請することを希望します。

※1 新潟大学は、文部科学省「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業（FLAGs）」に採択されました。

国際化と産学連携教育を柱に、文理融合・学際的環境のもとで「総合知」を創出し、複合的な社会課題を解決できる「博士イノベーター」を養成する大学院教育拠点の形成を目指します。

詳細は、<https://www.niigata-u.ac.jp/flags-jp> 参照



※2 SPRING 事業の見直しに伴い、令和9年度から支援内容が一部変更となっています。

※3 JST SPRING 事業では、年度毎に報告書等の提出が求められており、JST による中間評価も予定されています。それら評価の結果、経費の減額や中止の措置もあり得ることが明記されています。JST SPRING の公募要領及びQ&Aは以下URLを参照。

令和9年度 JST SPRING 公募要領

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/fy2027/application-guideline-2027SPRING.pdf>



JST SPRING Q&A

<https://www.jst.go.jp/jisedai/spring/dl/fy2027/faq-2027SPRING.xlsx>



### 【申請要件】

申請要件は以下のとおりです。ただし、いずれも休学中でない者としてします。

| 開始時期                                  | 分類  | 申請要件（課程・年次等）                                                                                                                                 |
|---------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和9年度<br>採用<br>(令和8年度<br>秋期採用を<br>含む) | I   | 2027（令和9）年4月（または2026（令和8）年10月）に、下記のいずれかの本学大学院博士（後期）課程第1年次に入学し、在学する予定の者<br>・現代社会文化研究科・自然科学研究科・医歯保健学研究科の博士（後期）課程第1年次                           |
| 令和8年度<br>補充採用                         | II  | 2026（令和8）年10月に、下記のいずれかの本学大学院博士（後期）課程・年次に在学する者<br>・現代社会文化研究科・自然科学研究科・医歯保健学研究科の博士（後期）課程第1年次<br>(2026（令和8）年10月入学者を除く)<br>・医歯学総合研究科の4年制の博士課程第2年次 |
|                                       | III | 2026（令和8）年10月に、下記のいずれかの本学大学院博士（後期）課程・年次に在学する者<br>・現代社会文化研究科・自然科学研究科・医歯学総合研究科・保健学研究科の博士（後期）課程第2年次<br>・医歯学総合研究科の4年制の博士課程第3年次                   |
|                                       | IV  | 2026（令和8）年10月に、下記のいずれかの本学大学院博士課程・年次に在学する者<br>・現代社会文化研究科・自然科学研究科・医歯学総合研究科・保健学研究科の博士課程第3年次<br>・医歯学総合研究科の4年制の博士課程第4年次                           |

### 【支援区分】

令和9年度以降に支援を開始する学生は、以下の3つの支援区分に応じた支援内容となります。それぞれの申請条件をご確認ください。

・区分1：日本人学生（日本に帰化した外国人含む）

総合知・実践力を涵養する実践型トランスファラブルスキル科目群の習得が必須で、国際マインドや起業家マインドに溢れた博士イノベーターとして、アカデミア・産業界のみならず、起業・大学発ベンチャー等によって、地域・世界の多様な分野で社会改革を起こす人材となることを期待します。

・区分2：留学生（在留資格が「留学」の者）

留学生においては、修了後の日本への定着及び日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れ、日本の科学技術・イノベーションに貢献するキャリアに進むことが求められます。日本や新潟の魅力を感じ受けるセンスと国際マインドを併せ持ち、課題先進地である新潟の諸問題に対して産学連携強化による社会変革を起こす博士イノベーターとして、新潟の地で地域と世界をつなぐ橋渡しとなり、日本での就職さらには起業を目指す人材となることを期待します。

・区分3：社会人学生（安定的・固定的収入が240万円/年を超える者）

社会人学生においては、従来の「個人研究型」から、今後は「組織的な産学協働型」への転換に重点をおく。産学連携研究の成果を早期の学位取得に繋げるプロセスを通じて、さらにアントレプレナーシップ教育等で起業家マインドを醸成し、多様な分野への社会実装による社会変革を起こす博士イノベーターとして、産学連携協働起業家を通じた収益化による自走化（大学独自財源を生み出す仕組み）を率先して図る人材となることを期待します。

※ ご自身がどの区分に該当するかの判断は、別紙2「区分の判断チャート」でご確認ください。

### 【採用予定人数】

各区分の採用予定人数は以下のとおりです。

#### 分類Ⅰ

|     |       |
|-----|-------|
| 区分1 | 22名程度 |
| 区分2 | 2名程度  |
| 区分3 | 1名程度  |

・分類Ⅱ

区分 1 ～区分 3 若干名

・分類Ⅲ

区分 1 ～区分 3 若干名

・分類Ⅳ

区分 1 ～区分 3 若干名

【支援期間】

支援期間は、採用時から標準修業年限までとします。

ただし、分類Ⅰについて、2026 年 10 月入学者においては、支援開始が入学翌年度の 4 月になる場合があります。その場合、支援期間は最大 2 年 6 ヶ月間（4 年制の場合は 3 年 6 ヶ月）となります。

出産・育児等のライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします。

【申請条件】

1. 申請者は JST SPRING 事業及び新潟大学次世代プロジェクトの趣旨を理解し、優れた研究能力あるいは、資質・意欲を有し、自由かつ柔軟な発想による挑戦的・融合的な研究に専念することを希望し、下記の申請条件を満たす者としてします。年齢制限、研究分野の指定は設けません。

なお、JST SPRING 事業の公募要領に基づき、留学生においては、修了後の日本への定着及び日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れ、日本の科学技術・イノベーションに貢献するキャリアに進むことが求められます。

また、多様な国・地域からの受入れを積極的に図ることが JST の公募要領にて求められているため、選考に当たってその点を考慮する場合があります。

それぞれの支援区分に対する申請条件は次の表のとおりです。

| 採用区分                                   | 支援区分  | 申請条件                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 支援内容       |
|----------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 令和 9 年度採用（令和 8 年度秋期採用を含む）及び令和 8 年度補充採用 | [ 1 ] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙 1 「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「○」となる者</li> <li>・以下の者を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) SPRING と同趣旨の国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生（例）</li> </ul> </li> <li>・ JST 「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生</li> </ul> | 研究奨励費及び研究費 |

|  |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |
|--|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | [1] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の特別研究員</li> <li>ii)生活費相当額として十分な水準（240万円/年）で、給与・報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者※1</li> <li>iii)本プロジェクトとの併給を認めない他の奨学金等の受給者</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |
|  | [2] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「留学」の在留資格で日本に滞在する者。</li> <li>・別紙1「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「×」となる者も含まれます。</li> <li>・以下の者を除きます。</li> <li>i)SPRINGと同趣旨の国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生</li> </ul> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JST「次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生</li> <li>・独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の特別研究員</li> <li>・独立行政法人国際協力機構（JICA）から支援を受けるJICA留学生</li> <li>・JST「日ASEAN科学技術・イノベーション協働連携事業（NEXUS）」の若手育成対象者</li> <li>ii)留学生で、国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら大学院に席を置く者（区分3の申請条件に当てはまれば、研究費の支援対象となります。）</li> </ul> | 研究費 |
|  | [3] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人/社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等</li> <li>・海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学や公的研究機関等の非営利の機関・法人である者（収入の有無に関わらず）※2</li> <li>・日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず）※3</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       | 研究費 |

※1 いわゆるアルバイト収入については、安定的・固定的な収入には含めません。TA・RA活動の対価も同様に含めません。

※2 海外の営利機関・法人のみに所属する者であっても、別紙1「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「○」となる者については、区分3で支援することが可能です。

※3 海外の政府機関に所属する者であっても、国費外国人留学生制度の支援を受ける学生については、区分3で支援することが可能です。

2. 次に掲げる事項をすべて遵守できる者とします。

- (1) 申請した研究計画書を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) キャリア開発・育成コンテンツ（※4）に参加すること。（区分3の社会人学生を除く）
- (3) 博士学生交流会（※5）に参加すること。
- (4) 年度始めに研究計画書、年度末に研究成果報告書を提出すること。
- (5) メンターによる面談を定期的に受けること。
- (6) researchmap に登録し、業績を更新すること、及び修了後 10 年以上にわたって実施するキャリアについての追跡調査をはじめ、各種調査に協力すること。
- (7) ジョブ型研究インターンシップに学生登録をすること。（社会人学生含む）
- (8) 各種研究法令及び学内規程等を遵守し、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の自律的な確保ができること。

※4 本学が実施する研究力向上等に関する支援やキャリアパス形成に関する授業等のキャリア開発・育成コンテンツには以下のもの等が含まれます。選択ユニット（後述）により必須となるキャリア開発・育成コンテンツは異なるため、募集説明会等で詳細を確認してください。

① 国際力の強化

国際学会発表、海外研修・留学、国際英文誌への積極的な投稿支援。留学生との交流イベント。

② 産学連携力の強化

キャリアマネジメントセミナー、実践参加型プログラムによる企業研究者との交流、企業とのマッチング。必要に応じて、「ジョブ型研究インターンシップ」等のインターンシップ。

③ トランスファラブルスキルの習得のための支援

ジェネリックスキルセミナー、知的財産教育、プレゼンテーション技法セミナー、アカデミックライティングセミナー、院生会・附置センター各種イベント。

④ 若手向けキャリアパスの確保

PhD リクルートフォーラム、未来の博士ゼミ、12大学合同！博士向け企業合同説明会（企業-学生のマッチングイベント）。

⑤ 在学中の起業・大学発ベンチャー輩出のための支援

アントレプレナーシップ教育。

⑥ データサイエンスに関する知見や技術の習得のための支援

各種スキルの習得セミナー・講習、若手データサイエンティストコロキウム（YDSC）。

⑦ 異分野融合研究の推進

学内短期留学制度（マルチラボシステム）、URA 主催異分野融合イベント「U-go サロン」。

※5 JST 等が主催する博士学生が大学横断的に交流を行う交流会。宿泊を伴う可能性もあります。

## 【支援内容】

### 1. 研究奨励費（生活費相当額）の支給及び研究費の支給

#### （1）研究奨励費（生活費相当額）

区分1 の申請条件を満たす日本人学生には、生活費相当額 月 17.5 万円を2か月毎に支給します。

#### （2）研究費

以下のとおり支給します。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 初年次（共通メニュー時）     | ：年額 20 万円 |
| 2 年次以降 専門深化型ユニット | ：年額 20 万円 |
| キャリア型ユニット        | ：年額 20 万円 |
| 創生型ユニット          | ：年額 30 万円 |
| 学際研究型ユニット        | ：年額 40 万円 |

取り組み内容によって研究費を増額することがあります。また、当該年度の支援期間が半年以下の場合は、原則として、年額の1/2の額とします。

### 2. メンターによる研究環境支援及びアカデミアまたは産業界へのキャリア形成に関する助言や提言

### 3. PhD リクルート室によるジェネリックスキル獲得のためのセミナー等、キャリア開発・育成コンテンツの提供（区分3 社会人学生を除きます。）

## 【申請書類】

### 1. 申請書類は以下の①～③です。

- ① 新潟大学次世代プロジェクト支援申請書(1\_drshien shinseisho\_jp\_2027)
- ② 新潟大学次世代プロジェクト支援申請者に関する推薦書(2\_drshien suisensho\_jp\_2027)
- ③ 新潟大学次世代プロジェクト支援申請者に関する同意書(3\_drshien douisho\_jp\_2027)

### 2. 申請者は、申請書類①を提出してください。

### 3. 申請者は、申請者をよく知る者（可能な限り、申請者の博士（後期）課程における受入教員（指導教員）とすること）を推薦者に立て、推薦者に申請書類②の提出を依頼してください。なお、申請者が推薦書に記載された内容を確認することは禁じます。

また、申請者は、申請者の博士（後期）課程における受入教員（指導教員）に申請書類③の提出を依頼してください。同意書を作成する受入教員（指導教員）は、申請書類（特に研究計画）をよく確認してください。

（申請書類②・③は、同一教員が作成し提出することも可）

4. 申請書類①～③は、所定の様式を次の URL からダウンロードして作成してください。

PhD リクルート室 HP 募集要項・Q&A

<https://www.phd.niigata-u.ac.jp/next-generation-project/application-details/>



申請書は、日本語または英語のいずれかの、自身が理解できる言語で作成してください。

第二次審査（オンライン面接：Zoom）では、申請書で記載された言語でのプレゼンテーション（3分）及び質疑応答（5分）を予定しています。

申請書類に捏造・改ざん・盗用等の不正行為が認められた場合は厳正に対処します。

#### 【申請方法】

1. 申請者は以下の手順により申請してください。

##### （1）申請者情報の登録

申請登録フォーム（<https://forms.cloud.microsoft/r/M2z608tkL2>）に必要情報を登録してください。

##### （2）申請書類の提出

申請書類①を [fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp](mailto:fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp) へ提出してください（申請書類の作成に際し生成系 AI を使用した場合は、用いた生成系 AI の名称と使用箇所を明記すること）。申請書類は PDF ファイルに変換し（必要に応じて自署後にスキャナで取り込むこと）、パスワード「drshien\_2027rec」をつけて提出してください。なお、電子メールの件名を「次世代プロジェクト支援申請（〇〇〇〇（申請者氏名））」とし、メール本文に「氏名・本学博士（後期）課程における所属研究科・申請登録フォームに入力した、現在～在学中～終了後も使用できるメールアドレス」を記載してください。申請後にやむを得ずメールアドレスを変更する場合は、必ず新潟大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局へメールアドレスの変更連絡を行ってください。

2. 推薦者は申請書類②を [fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp](mailto:fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp) へ提出してください。申請書類は PDF ファイルに変換し（必要に応じて自署後にスキャナで取り込むこと）、パスワード「drshien\_2027rec」をつけて提出してください。なお、電子メールの件名を「次世代プロジェクト支援推薦書（〇〇〇〇（申請者（被推薦者学生）氏名））」としてください。

また、申請者の博士（後期）課程における受入教員（指導教員）は、申請書類③を [fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp](mailto:fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp) へ提出してください。申請書類は PDF ファイルに変換し（必要に応じて自署後にスキャナで取り込むこと）、パスワード「drshien\_2027rec」をつけて提出してください。なお、電子メールの件名を「次世代プロジェクト支援同意書（〇〇〇〇（申請者（学生）氏名））」としてください。

【申請期間】

2026 年 11 月 13 日（金）～2026 年 11 月 16 日（月）必着

申請書類提出後 3 日以内（土日祝日は除く）に受付完了メールがない場合は、下記問い合わせ先に電話で連絡してください。

また、いかなる理由であっても、提出期限後の申請書類の提出や修正は不可とします。

【選考方針】

審査に当たっては、将来性、発展性が期待され、分野や活動領域に捉われない自由で柔軟な発想と能力をもった優秀な学生を採用すべく、以下の点を重視します。

- (1) JST SPRING 事業及び新潟大学次世代プロジェクトの趣旨を理解し、【申請条件】(本募集要項の 3～5 ページ)をすべて遵守できること。
- (2) 研究に専念する意志があること。
- (3) 研究遂行能力が優れていること。
- (4) 我が国の科学技術・イノベーションへの貢献が期待できる研究内容を含んでおり、発展が期待できること。
- (5) 未来社会を牽引する優れた将来性があり、多様なキャリアパスを視野に入れていること。
- (6) 既存の枠組みにとらわれない挑戦的・融合的研究や新たな研究領域の創出に意欲があること。
- (7) 総合知を修得し、将来顕在化する社会課題解決に意欲があること。
- (8) 産業界との連携研究や地域再生・活性化に資する研究に意欲があること。
- (9) 各種研究法令及び学内規程等を遵守し、研究インテグリティ（研究の健全性・公平性）の自律的な確保ができること。

【選考及び結果通知】

選考は、審査委員会において、第一次審査（書面審査）及び第二次審査（面接）により行い、第二次審査の合格者を支援対象学生とします。第一次審査の結果は、12 月 3 日（木）までに本人へ通知します。第二次審査は 12 月 10 日（木）または 12 月 11 日（金）のいずれかに実施予定です。第二次審査は、オンライン（Zoom）で、プレゼンテーション（3 分）及び質疑応答（5 分）を予定しています。本プロジェクトの趣旨を踏まえ、「本プロジェクトを志望する動機、目指す研究者像」について、スライド 1～2 枚を用いて説明していただく予定です（スライドの作成に際し、生成系 AI を使用した場合は、用いた生成系 AI の名称と使用箇所を明記すること）。第二次審査の結果は、12 月 25 日（金）までに本人へ通知します。最終選考段階で合格者が定員に満たなかった場合、あるいは、合格者の中から辞退者が出た場合等に関しては、追加合格を出すか、または追って再募集することがあります。

審査の結果通知は、申請登録フォームに入力されたメールアドレス（現在～在学中～修了後も使用できるメールアドレス）に送付します。

個々の選考の内容等については一切お答えできかねますので、あらかじめご了承ください。

### 【支援の停止・中止・取り消し】

以下に該当する場合は、停止、中止、取り消しをします。

- (1) 資格要件に該当しなくなった場合。
- (2) 休学、退学又は除籍となった場合。
- (3) 出産、育児等の事情により、事業統括が特に配慮が必要と認めた場合。
- (4) 懲戒処分を受けた場合。
- (5) 本プロジェクトで課している必須事項が正当な理由なく遂行されていないと判断された場合。
- (6) 研究不正及び研究費の不正使用を行った場合。
- (7) 虚偽の申請をした場合。

### 【ユニット等について】

次世代プロジェクトでは、採用初年度は共通メニューにより、基礎的なアカデミックスキル、トランスファラブルスキル、情報・AI スキルを習得し、更にメンター面談を介して挑戦的・融合的研究をスタートする素地を育成します。2年次（D2）からは4つの人材育成ユニットに分かれ、各ユニットにより定められた必須の活動及び提供されるコンテンツの中から各自が選んだ活動に取り組みます。取り組み状況の評価にあたっては、ポイント制を導入しています。

各年次の配属人数は、令和9年度採用と令和8年度秋期採用を合わせた人数とします。

#### (1) 共通メニュー（採用初年度）

採択者ガイダンス、キャリアマネジメントセミナー（単位習得済みの者は除く）、メンター面談への参加、researchmap 登録、ジョブ型研究インターンシップ専用システムへの登録を必須とします。

#### (2) 人材育成ユニット（2年次（D2）から）

##### ① 専門深化型ユニット（人数（目安）：各年次3人程度）

キャリア支援メニューによりトランスファラブルスキル、アカデミックスキルを習得し、自身の専門研究力のさらなる深化を図る博士人材を育成します。

支援期間終了までに博士（後期）課程修了規定以上の数の論文を投稿すること、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員制度への申請（毎年）、アカデミックライティングセミナーへの参加（年1コース以上）を必須とします。

##### ② キャリア型ユニット（人数（目安）：各年次5人程度）

キャリア支援メニューによりトランスファラブルスキル、ジェネリックスキルを習得し、産学官の広い分野において科学技術・イノベーション創出を担う博士人材を育成します。

PhD リクルートフォーラムへの参加（支援期間中1回以上）、ジェネリックスキルセミナー（全3回）への参加（支援期間中1回以上）を必須とします。

③ 創生型（クロス AI）ユニット（人数（目安）：各年次 5 人程度）

キャリア支援メニューによりトランスファラブルスキル、加速化・多様化するデータサイエンスに関する知見や技術を習得し、クロス AI 分野でイノベーションを創出できる博士人材を育成します。

YDSC の企画・運営（支援期間中 1 回以上）、ビッグデータアクティベーション研究センターのセミナー・講習への参加（支援期間中 1 回以上）を必須とします。

④ 学際研究型ユニット（人数（目安）：各年次 13 人程度）

異分野融合研究を通じて習得した知識・知見を活用して、多様な分野でイノベーションを創出できる博士人材を育成します。

学内短期留学制度（マルチラボシステム）を必須（支援最終年度は推奨）とします。学内の他研究室における一定期間（2 年次以降の各年次で概ね 3 か月を目安とする）の研究従事を通じて学生が実施する研究の融合性・学際性を高め、挑戦的・融合的研究展開力の涵養を図ることを目的とするため、人文社会科学系、自然科学系、医歯学系を越える異分野研究交流を積極的に推奨します。また、年度末シンポジウムまたは学内研究交流会等（U-go サロン等）でのマルチラボに関する成果発表（支援期間中 1 回以上）を必須とします。

上記の他、支援期間中の毎年度、年度末シンポジウムへの参加を必須とします。

社会人学生が取り組む必須の活動等については、別に定めます。

各ユニットへの振り分けについては、申請時のアンケートや採用後のメンター面談等において希望を調査の上、それまでの活動実績等を踏まえて決定します。

各ユニットには支援人数（目安）が定められているため、希望のユニットに進めない場合もあります。

各ユニットは現時点の予定であり、事業の進捗状況や運営予算の変動により、ユニットの枠組みや支援人数を変更する場合があります。

次世代プロジェクトのユニット制度については以下のサイトも参照してください。

PhD リクルート室次世代プロジェクト 概要と特色

<https://www.phd.niigata-u.ac.jp/next-generation-project/about/> 参照



博士ポータル

[https://portal.phd.niigata-u.ac.jp/category/fellowship\\_next\\_gen/common](https://portal.phd.niigata-u.ac.jp/category/fellowship_next_gen/common) 参照



### 【その他】

・国における予算措置の状況・支援制度の見直し等により採用予定者数・支援内容等が変更になる場合があります。

採択された者について、大学ホームページ等により所属研究科、氏名、研究課題名等を公表します。

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理します。

・研究奨励費は雑所得として課税対象となるため、学生自身が確定申告を行い、「所得税」を納付する義務があります。

### 【問い合わせ先】

新潟大学次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局

(学務部教務課大学院支援係)

TEL : 025-262-7885 FAX : 025-262-6991

E-mail : fs-spring@gs.niigata-u.ac.jp

### 【新潟大学の博士支援関連サイト】

PhD リクルート室 <https://www.phd.niigata-u.ac.jp>



博士ポータル <https://portal.phd.niigata-u.ac.jp>



次世代プロジェクト <https://www.phd.niigata-u.ac.jp/next-generation-project/>

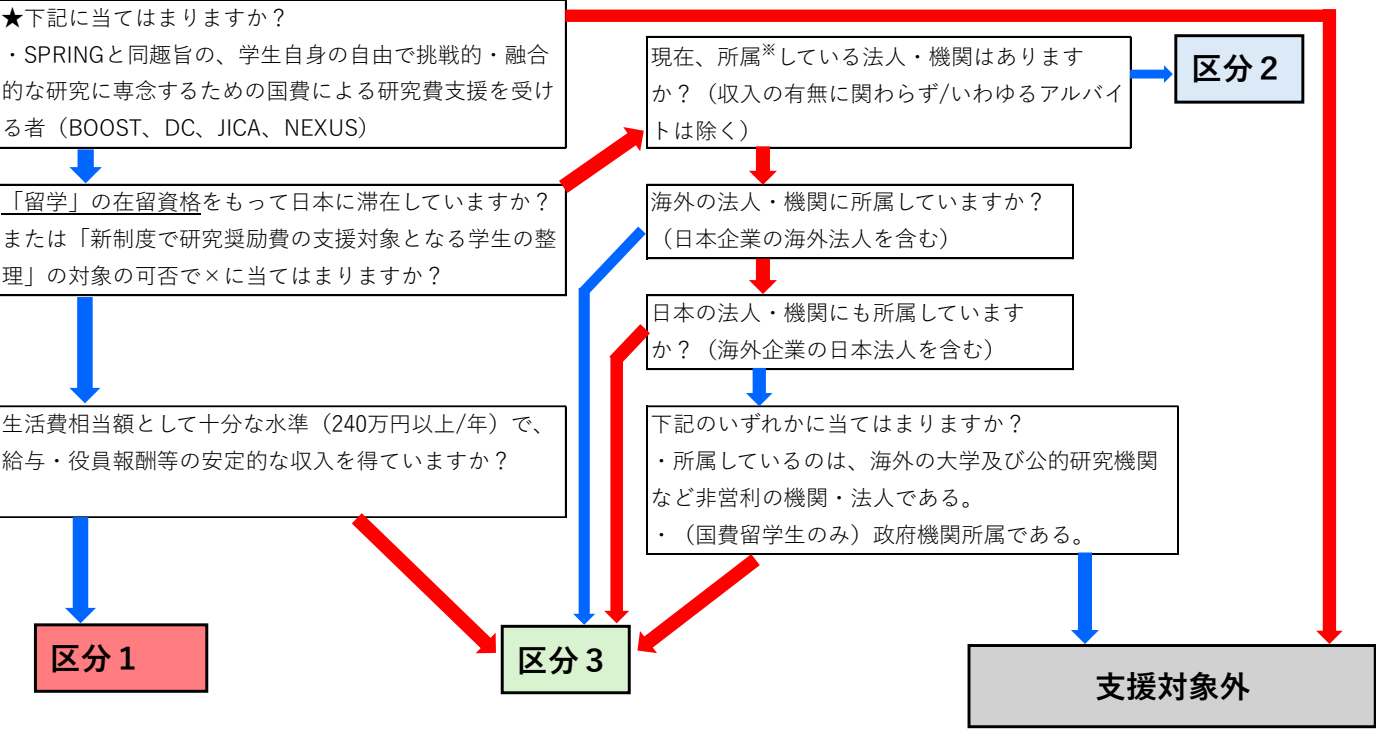


## 【新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理】「JST 令和 9 年度次世代研究者挑戦的研究プログラム公募要領」より

| 区分                                                      | 該当例                                                                                                                               |                                  | 在籍期間                                                           | 対象の可否 |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|-------|
| ①日本国籍を有する者                                              | 日本人、日本に帰化した外国人                                                                                                                    |                                  | —                                                              | ○     |
| ②特別永住者<br>(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 3 条) | 入管特例法第 3 条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者                                                                                                |                                  | 無期限                                                            | ○     |
| ③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等<br>(出入国管理及び難民認定法別表第 2)           | 永住者                                                                                                                               | 法務大臣から永住の許可を得た者                  | 無期限                                                            | ○     |
|                                                         | 日本人の配偶者等                                                                                                                          | 日本人の配偶者、子、特別養子                   | 5 年、3 年<br>1 年又は<br>6 月                                        | ○     |
|                                                         | 永住者の配偶者等                                                                                                                          | 永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子 | 5 年、3 年<br>1 年又は<br>6 月                                        | ○     |
| ④定住者<br>(出入国管理及び難民認定法別表第 2)                             | 一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系 3 世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親など                                   |                                  | 5 年、3 年<br>1 年又は<br>6 月又は<br>法務大臣が<br>個々に指定<br>する期間<br>(5 年以内) | ×     |
|                                                         | 上記のうち将来永住する意思があると認められた者                                                                                                           |                                  |                                                                | ○     |
| ⑤家族滞在<br>(出入国管理及び難民認定法別表第 1)                            | 教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律、会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能 2 号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など                    |                                  | 法務大臣が<br>個々に指定<br>する期間<br>(5 年以内)                              | ×     |
|                                                         | ①上記のうち、下記のいずれにも該当する者<br>・国内で出生又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者<br>・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者<br>・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者 |                                  |                                                                | ○     |
|                                                         | ②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者                                                                                      |                                  |                                                                |       |
| ⑥右記の在留資格により在留する者<br>(出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五)             | (1) 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道<br>(2) 高度専門職、経営・管理、法律、会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習<br>(3) 文化活動<br>(4) 留学、研修<br>(5) 特定活動   |                                  | 区分に応じて<br>15 日から 5 年<br>の期間(高度<br>専門職の一部<br>は無制限)              | ×     |

区分の判断チャート

→ はい  
→ いいえ



※ 所属とは、博士後期課程学生として在籍する大学以外に役員・職員等として所属している状態を指します。

本チャートは、令和9年度次世代研究者挑戦的研究プログラム公募要領に掲載のチャートを基に本学次世代研究者挑戦的研究プログラム事務局が作成したものです。